

別紙

諮問第967号

答 申

1 審査会の結論

「苦情申出に関する事実調査結果について」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が申し出た苦情（1）平成29年都公委第〇号、（2）平成30年都公委第〇号の事実調査結果報告書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和2年3月6日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年6月29日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年1月12日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月21日（第169回第三部会）及び同年4月24日（第170回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主

張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう判断する。

#### ア 審査会の審議事項

実施機関は、当初、本件開示請求に対し、平成30年6月5日付けで一部開示決定及び開示請求却下処分（以下、併せて「前回処分」という。）を行った。前回処分に対する審査請求に係る諮問に関し、当審査会は、前回処分のうち実施機関が条例30条の2に該当することを理由に適用除外とした開示請求却下処分について、取り消すべき旨の答申（令和2年1月16日付答申第499号。以下「答申第499号」という。）をした。

実施機関は、答申第499号を受け、令和2年3月6日付けで前回処分を取り消し、適用除外とした部分のうち、審査請求人の言動に係る部分は開示し、その他実施機関の職員による評価、判断等に係る部分は条例16条6号に該当し非開示とするとして、新たに別表のとおり本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件一部開示決定に対して改めて本件審査請求をしていることから、審査会は、別表記載の実施機関が改めて非開示とした部分（以下「本件非開示情報」という。）の非開示妥当性について判断する。

#### イ 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報1及び2は、いずれもストーカー行為等の規制等に関する法律違反事件に係る警察の対応に対する審査請求人からの苦情（以下、併せて「本件苦情」という。）を内容とするものであり、警察署の職員が事実関係を調査し、その結果を警察署長に報告するために作成した文書に記載されたものである。

#### ウ 本件非開示情報1及び4の非開示妥当性について

本件非開示情報1及び4には、警察職員の氏名、印影及び年齢が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。

また、実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、

本件非開示情報 1 及び 4 は条例16条 2 号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 及び 4 については、条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報 2 及び 5 の非開示妥当性について

審査会が確認したところ、本件非開示情報 2 及び 5 には、本件苦情に係る特定の相談及び事件に関し関係者から聴取した内容等が記載されており、これらは実施機関が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき入手した情報であると認められる。よって、これらを開示することとなると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られにくくなるなど、事案処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 5 については、条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 3 及び 6 の非開示妥当性について

審査会が確認したところ、本件非開示情報 3 及び 6 には、本件苦情に係る特定の事案処理に際して行われた警察職員による評価、判断等に関する情報が記載されている。

これらの情報を開示することとなると、事案処理を担当する職員が開示された場合の影響を懸念して正確な記載をすることを躊躇し、事実調査結果の記載内容が抽象化され、形骸化することにより正確な事実の把握が困難になるなど、広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、これらの情報には実施機関が執った措置も含まれるところ、審査請求人は、実施機関の不当な措置に対して苦情を申し出ているのだから開示すべき旨主張するが、これらの情報を開示することは、条例の適用除外を定めた条例30条の 2 の趣旨に鑑みても妥当とは言えない。

したがって、本件非開示情報 3 及び 6 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ

別表 本件一部開示決定

本件対象 保有個人情報		本件非開示情報		開示しないこととする根拠規定
1	苦情申出に関する事実調査結果について（〇〇警察署、平成30年〇月〇日付け、公安委員会室第〇号のもの）	1	警察職員の氏名、印影及び年齢	条例16条2号及び4号
		2	「3取扱事実等」のうち、「(2)取扱状況」の「ア」の1行目の非開示とした部分から3行目まで及び4行目の非開示とした左部分並びに「イ」の1行目から2行目までの非開示とした部分	条例16条2号及び6号
		3	「3取扱事実等」のうち、「(2)取扱状況」の「ア」の4行目の非開示とした右部分及び5行目、「イ」の7行目から9行目まで並びに「ウ」及び「エ」の非開示とした部分	条例16条6号
2	苦情申出に関する事実調査結果について（〇〇警察署、平成30年〇月〇日付け、東京都公安委員会室第〇号のもの）	4	警察職員の氏名、印影及び年齢	条例16条2号及び4号
		5	「3取扱事実等」のうち、「(2)取扱状況」の「ア」の1行目の非開示とした部分から7行目、「ウ」の1行目から2行目までの非開示とした部分及び「カ」の1行目の非開示とした部分から4行目まで	条例16条2号及び6号
		6	「3取扱事実等」のうち、「(2)取扱状況」の「ア」の8行目から9行目までの非開示とした部分並びに「カ」の5行目、6行目、8行目及び9行目	条例16条6号